

計画の認定を受けて取り組む場合に必要となる機械・施設の整備は、同種、同規模及び同効用のものの再度の整備に当たらないため、交付の対象となります。

(4) 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費

(5) 交付の対象となる施設等の附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリフトを除きます。）及び汎用性のある事務用機器等の購入に係る経費

(6) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要となる施設の建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の附帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除きます。）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費

(7) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要となる施設の建物内の会議室等（ミーティングルーム、専ら会計等を専門に行う事務室、役員室、休憩室等）、物置部屋、更衣室等（食品衛生管理上、必要不可欠なものは除きます。）に係る経費

第6 事業の改善等

1 本要綱第8の3の後段により都道府県知事等から改善指導を受けた事業実施主体は、新商品の変更を行わなければ成果目標の達成が困難と判断するときは、新商品の変更を伴う改善計画を作成することができます。この場合において、都道府県知事等が当該改善計画を妥当と認めるときは、当該事業実施主体は、別紙様式第3-1号により新商品の変更に係る事業計画の変更申請を行うことができます。

2 1の変更申請は、次の全ての要件を満たす場合に限り行うことができます。

(1) 第4に定める成果目標の変更を伴わないものであること。

(2) 本事業により整備した施設の利用が可能であること。

(3) 新商品の変更に当たり、次のいずれかの要件を満たすものであること。

- ① 商品そのものが新しい
- ② 原料が新しい
- ③ 製法が新しい

第7 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

1. 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（１）から（３）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含みます。）は、利益等排除の対象とします。

（１）事業実施主体自身

（２）100%同一の資本に属するグループ企業

（３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除きます。以下同じです。）

2. 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とします。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがた場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとします。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品

に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとします。

第8 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとします。

- 1 六次産業化・地産地消法の目的において、6次産業化の推進と併せて総合的に推進することとされている地産地消に係る施策
- 2 「人・農地プランと関連施策の連携について」（平成25年6月28日付け25経営第1044号農林水産事務次官依命通知）において、6次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策
- 3 食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を目的としたHACCPに係る施策
- 4 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策

別記3-2

整備事業のうち地域タイプ

第1 事業の内容

交付の対象となる事業は、市区町村戦略に基づいて行われる新商品開発に用いる加工機械等の導入に要する経費を助成する事業とします。

第2 交付対象機械の範囲

交付対象となる機械は、新商品開発に用いる加工又は分析（開発した新商品の成分等の分析を含みます。）のための機械とします。

第3 事業実施主体等

- 1 事業実施主体は、戦略策定市区町村、市区町村協議会の構成員となっている者又は六次産業化・地産地消法第6条第3項に規定する促進事業者とします。
- 2 交付金の交付率は、定額（事業費の1/2以内）とします。ただし、3千万円を上限とします。

第4 成果目標

事業の成果目標は、市区町村戦略に定められた別記1の第1の1の（3）の成果目標（開発され商品化に至った新商品の数に係るものに限ります。）とします。

第5 採択基準等

1 採択基準

- （1）市区町村戦略（事業実施年度末までに市区町村戦略を定めることが確実であることを含みます。）に基づいて行われるものであること。
- （2）整備を予定している機械が、成果目標の達成に向け、適切であること。
- （3）本事業の成果について、当該本事業が記載された市区町村戦略を策定した市区町村の区域内に住所又は主たる事業所のある者であれば誰でも活用することができるものとする。
- （4）利用計画に基づく機械の適正な利用が確実であると認められること。

(5) 別記3-4の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

(6) 事業実施主体が市区町村協議会の構成員となっている者又は六次産業化・地産地消法第6条第3項に規定する促進事業者である場合には、直近3か年の経営状況について、原則として、3期連続して経常損失を計上しておらず、かつ、直近の決算において債務超過（貸借対照表上負債が資産を上回った状態）でないこと。

2 事業の実施に関する事項

(1) 交付対象事業費は、当該施設等を整備する都道府県等において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとします。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、直営施工を積極的に認めることとし、当該直営施工に係る人力施工費の全額又はその人力施工費のうち資材費のみを交付の対象とすることができるものとします。

(2) 見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を徴収し比較検討するものとします。

(3) 交付の対象とする機械は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとします。

(4) 既存機械の有効利用及び事業費の低減の観点からみて、新品新材を利用するほか、古品古材（中古機械を含みます。以下同じです。）の利用による事業も交付の対象とします。

なお、古品古材を利用する場合には、材質、規格、形式等が新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであるものとします。

3 交付の対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、交付の対象としません。

(1) 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費

(2) 個人で使用する機械等目的外使用のおそれの多い機械の購入に係る経費

(3) 既存の機械の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備するもの

(いわゆる更新) のみの整備に係る経費

(4) 既存機械の撤去に係る経費

第6 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含みます。)は、利益等排除の対象とします。

(1) 事業実施主体自身

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業

(3) 事業実施主体の関係会社(事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記(2)を除きます。以下同じです。)

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とします。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とします。これに

よりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとします。また、その根拠となる資料を提出するものとします。

第7 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとします。

- 1 六次産業化・地産地消法の目的において6次産業化の推進と併せて総合的に推進することとされている地産地消に係る施策
- 2 「人・農地プランと関連施策の連携について」（平成25年6月28日付け25経営第1044号農林水産事務次官依命通知）において6次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策
- 3 食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を目的としたHACCPに係る施策
- 4 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策
- 5 地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置づけられた施策

別記3-3

整備事業に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い

第1 事業の実施

1 実施設計書の作成

(1) 事業実施主体は、整備事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施工方法等を決定した上で、実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいいます。以下同じです。）を作成し、都道府県知事等に提出するものとします。

(2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとします。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札若しくは一般競争入札に準ずる方法（代行施工による競争見積等）により施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとします。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業実施計画案を作成し、総会等の議決等を得るものとします。

なお、予算の計上に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとします。

3 その他関係法令に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとします。

4 事業の着手

(1) 事業の着工は、交付決定に基づき行うものとします。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ

め、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した6次産業化ネットワーク活動整備交付金に関する交付決定前着工届（別紙様式第16号）を都道府県知事等に提出するものとします。

- (2) (1) のただし書により交付決定の前に着工する場合については、事業実施主体は、整備事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着工するものとします。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとします。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記載するものとします。

- (3) 都道府県等は、(1) のただし書による着工については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、整備事業が適正に行われるようにするものとします。

5 事業の施工

(1) 施工方法

整備事業は次の(2)から(5)までに掲げる直営施工、請負施工、委託施工又は代行施工のいずれかの施工方法によって実施するものとし、1つの事業については1つの施工方法により実施することを原則とします。ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は機械・施設等の区分を明確にして2つ以上の施工方法により施工することができるものとします。なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施工方法は、原則として請負施工によるものとします。

(2) 直営施工

ア 工事

直営施工においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施工するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとします。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとします。

イ 購入

機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタ

ログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとします。なお、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を6次産業化ネットワーク活動整備交付金に関する入札結果報告・着工届（別紙様式第17号）により、都道府県知事等に報告するものとします。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとします。なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとします。

（ア）競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

（イ）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（ウ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとします。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとします。

（3）請負施工

請負施工においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとします。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとします。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとします。なお、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第17号により、都道府県知事に報告するものとします。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとします。なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとします。

（ア）競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

（イ）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（ウ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契

約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとします。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとします。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとします。

また、事業実施主体は、事業実施主体等から現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとします。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内に竣工検査を行った上で、引渡しを受けるものとします。この場合において、竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとします。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとします。

(4) 委託施工

委託施工においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとします。また、委託施工を選択する場合は、第1の1の(1)に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施工との比較検討を行い、委託施工によることとした理由を明確にしておくものとします。

なお、委託施工における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施工に準じて適正に行うものとします。

(5) 代行施工

代行施工においては、事業実施主体が、事業の施工管理能力を有する設計事務所、全国農業協同組合連合会又は都道府県経済農業協同組合連合会(以下「代行者」といいます。)と施設等の基本設計の作成(必要な場合に限り)、実施設計書の作成又は検討、工事の施工、施工管理(工事の監理を含みます。)等を一括して委託する代行施工契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者(以下「受託代行者」といいます。)は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施工の責任を負うものとします。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとします。

ア 代行施工の選択

事業実施主体は、代行施工を選択する場合は、別表1により、代行施工によるこの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとします。

イ 代行者の選択

代行施工契約は、原則として、一般競争入札に付するものとしますが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとします。なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別記3-3様式第2号により、都道府県知事等に報告するものとします。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとします。なお、(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとします。

(ア) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(イ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとします。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとします。

ウ 建設委員会の設置等

代行施工においては、事業実施主体及び委託を受けた受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとします。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施工体制を整備するものとします。

エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとします。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第17号により、都道府県知事等に報告するものとします。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとします。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとします。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとします。

また、受託代行者は、事業費の低減を図るため、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格で使用される場合には、決定を行うものとします。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に当該施工業者から工程表等を提出させるとともに現場代理人等を定めさせるものとします。

また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとします。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要に応じて試験運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内に竣工検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとします。この場合において、竣工検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるとします。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施工管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとします。

6 契約の適正化

整備事業に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとします。

一般競争入札については、公告期間は10日間以上（土日祝祭日は算入しない。）を確保するものとし、公告は当該事業実施主体及び上部機関等のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとします。

また、交付要綱第13の（2）に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書（別紙様式第18号）の提出を求めるものとします。

7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとします。

- (1) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。
- (2) 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

8 未竣工工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産省大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未竣工工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとします。

第2 附帯事務費の使途基準

附帯事務費の使途基準については別表2に掲げるとおりとします。

第3 事業完了に伴う手続

1 竣工届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を6次産業化ネットワーク活動整備交付金に関する竣工届（別紙様式第19号）により、都道府県知事等に届けるものとします。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書を添付して都道府県知事等に報告するものとします。

3 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事等は次の（１）により、整備事業が完了していることを確認するものとします。また、既に支払が行われている場合には、加えて（２）及び（３）により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとします。

（１）工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡し書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認。

（２）施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

（３）施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。

4 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の（１）及び（２）により、事業完了後目標年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとします。

（１）経営状況の確認

目標年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

（２）現地確認

現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認。

5 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとします。

第4 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとします。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する総会等の議事録及び代行施工を選択した場合にあっては代行施工の選択理由
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）を賦課、徴収等する場合にあっては負担金付加明細書
- (4) その他予算関係の事項を示した書類

2 工事施工関係書類

- (1) 直営の場合
 - ア 実施設計書及び出来高設計書
 - イ 工事材料検収簿及び同受払簿
 - ウ 賃金台帳及び労務者出面簿
 - エ 工事日誌及び現場写真
 - オ その他直営工事関係の事項を示した書類
- (2) 請負の場合
 - ア 実施設計書及び出来高設計書
 - イ 入札てん末書
 - ウ 請負契約書
 - エ 工程表
 - オ 工事完了届及び現場写真
 - カ その他請負工事関係の事項を示した書類

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

4 往復文書

事業実施主体と都道府県等の間で行われた全ての往復文書

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他施設管理関係の事項を示した書類

第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) 土地基盤整備等

土地基盤整備等とは、交付要綱別表の6次産業化ネットワーク活動整備交付金の項の経費の欄に掲げるもののうち、簡易土地基盤整備等のことであり、工事費（支給品費を含みます。）、測量試験費（実施設計書を含みます。）、換地費（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に限ります。）及び工事雑費を交付対象事業費とします。

(2) 機械・施設等整備

機械・施設等整備とは、交付要綱別表の6次産業化ネットワーク活動整備交付金の項の経費の欄に掲げるもののうち簡易土地基盤整備等を除くものの整備のことであり、工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含みます。）、実施設計費及び工事雑費を交付対象事業費とします。

2 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、別表3を標準とします。

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施工方法に応じ、次により積算するものとします。

また、1事業が2以上の施工方法により施工される場合には、それぞれの施工方法別に区分して積算するものとします。

なお、直営施工については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとし、土地基盤整備等にあつては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとします。

その他の工事費の積算等については、請負施工に準ずるものとします。

(1) 土地基盤整備等

土地基盤整備等については、団体営級の同種の公共事業に準じて積算するものとします。

ただし、支給品費については(2)のアの(イ)に定めるところによります。

(2) 機械・施設等整備

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとします。

なお、機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとします。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

- a 工事費は、都道府県等において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機及び附属作業機に区分して積算するものとします。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとします。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとします。

- b 工事価格の積算は、原則として、土地基盤整備等にあつては「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官依命通知)、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」(平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準じて、機械・施設等の整備にあつては「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について(平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知)に準じて、それぞれ行うものとします。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施工及び委託施工にあつては事業実施主体が、代行施工にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料

費とし、請負施工等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとします。

b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とします。

c 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとします。

(ウ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表 4 に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとします。

(エ) 諸経費

a 諸経費は、請負施工、委託施工又は代行施工において請負人等が必要とする別表 4 に掲げる現場管理費及び一般管理費等とします。

b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とします。

(オ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとします。

イ 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とします。

ウ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とします。）及び設計費（設計に必要な費用とします。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとします。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとします。

ただし、代行施工にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとします。

エ 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施工することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表 4 に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施工態様に応じて積算するものとします。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含みます。）の合計額の 3.5 パーセントに相当する額以内とします。

オ 代行施工の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施工の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運

搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とします。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとします。ただし、以下の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとします。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわらず区分できるものとします。

- (ア) 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。
- (イ) 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。
- (ウ) 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

第6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」といいます。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとします。

1 管理主体

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、本要綱別表に定められた事業実施主体の範囲内のものとします。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとします。

また、施設等の管理運営は、原則として、以下により、事業実施主体が行うものとします。ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事等が適当と認める者に管理運営させることができるものとします。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、交付要綱別記様式第6号による財産管理台帳を備え置くものとします。

- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとします。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとします。

- (3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必

要な項目を明記するものとします。

- ア 事業名及び目的
- イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- オ 利用者の範囲
- カ 利用方法に関する事項
- キ 利用料に関する事項
- ク 保全に関する事項
- ケ 償却に関する事項
- コ 必要な資金の積立に関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとします。

3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいいます。以下同じです。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、適正化法第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」といいます。）の定めるところにより、都道府県知事等の承認を受けなければなりません。

この場合において、都道府県知事等は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければなりません。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」といいます。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届（別紙様式第20号）によ

り、都道府県知事等に届け出るものとします。

5 災害の報告

- (1) 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事等に報告し、その指示を受けるものとします。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとします。

- (2) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事等に報告するものとします。

別表 1

代行施行によることの理由の確認表

業 務 内 容		検 討 内 容
1 代行 施工 管理 (建設 工事)	(1)実施設計書の作成又は検討	事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由 (※製造請負工事と一体的に建設工事等を選択する場合は、理由は不要です。)
	(2)業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
	(3)入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
	(4)施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ 竣工検査、引き渡し	事業実施主体が、建設工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。
2 製造 請負 管理 (製造 請負 工事)	(1)基本計画、仕様の作成	プラントの基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由
	(2)業者選定の執行	事業実施主体が、適正にプラント業者等を選定できない理由
	(3)業者決定の執行	事業実施主体が、適正な競争見積を行うことができない理由
	(4)実施設計の検討	実施設計の検討を代行者に委託する理由
	(5)施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ 竣工検査、引き渡し	事業実施主体が、プラント工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由。

別表 2

附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査 又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
賃 金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
共 済 費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃貸借料及び備品購入費

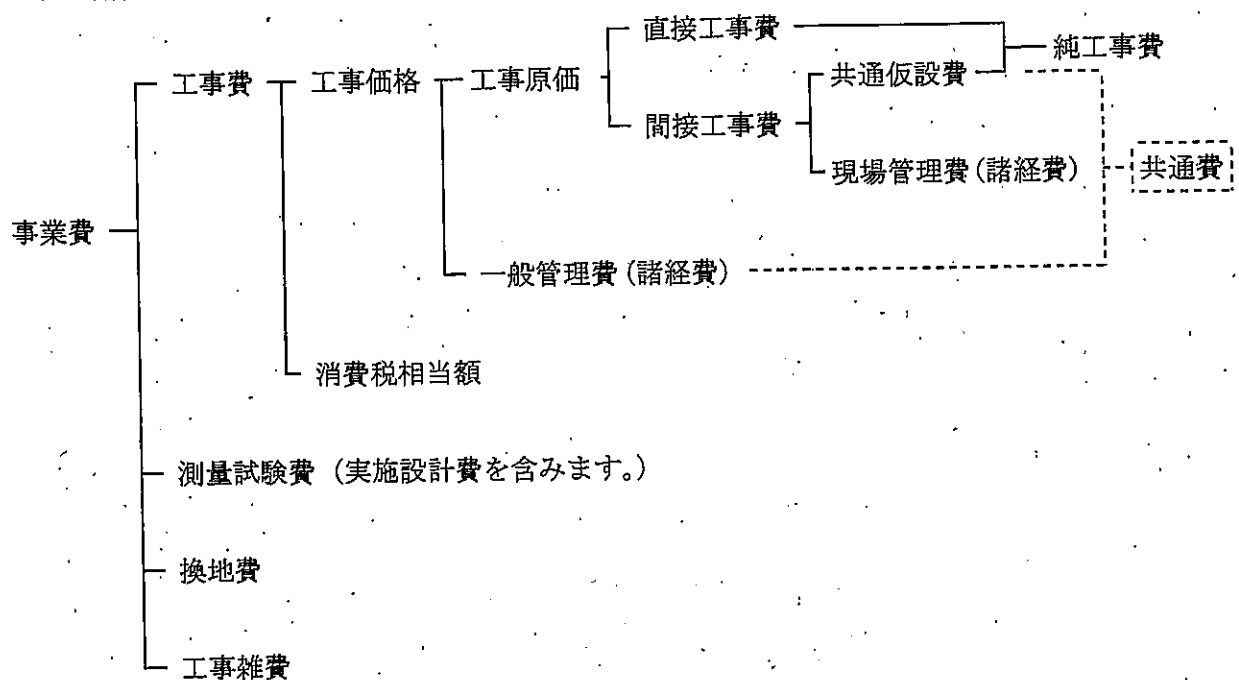
注：6次産業化ネットワーク活動整備交付金の実施に必要な経費に限ります。

別表 3

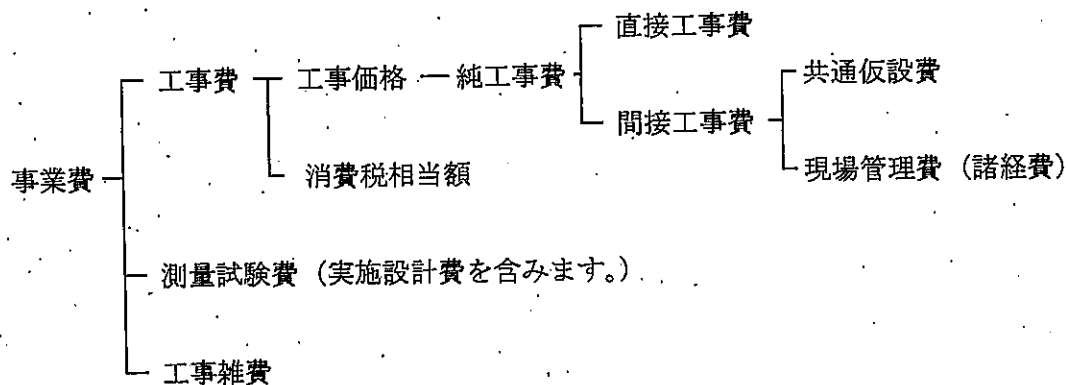
事業費構成の標準

1 土地基盤整備等

ア 請負施工の場合

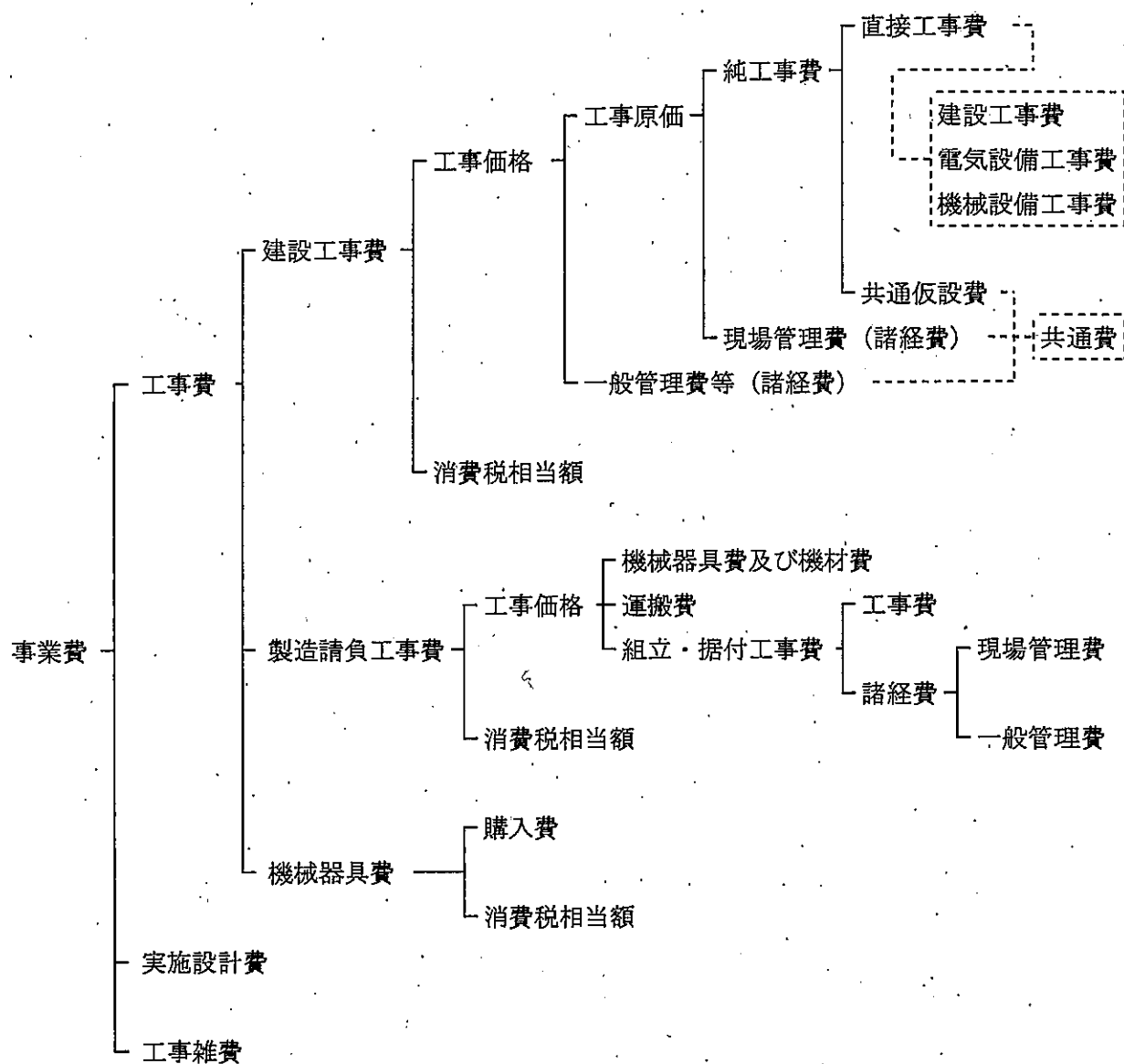


イ 直営施工の場合



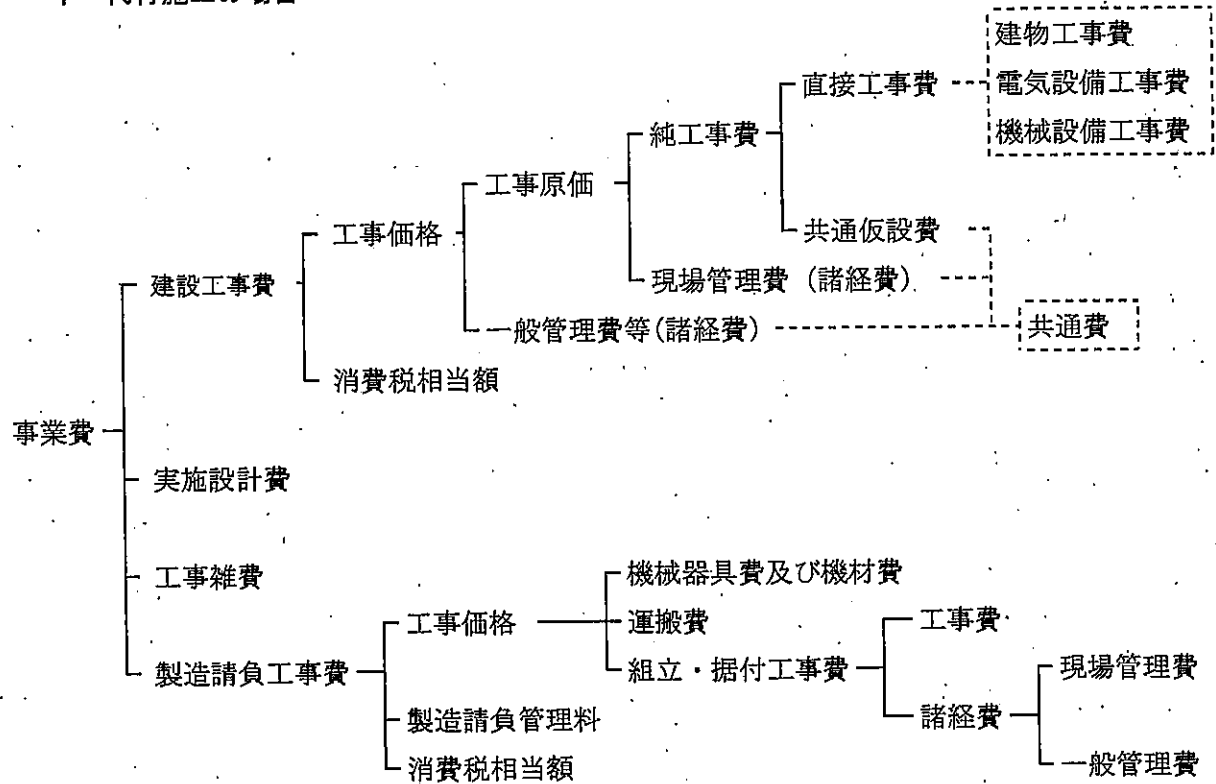
注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したものです。

ア 請負施工の場合

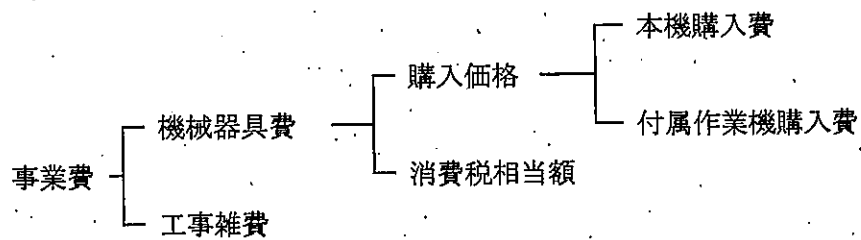


注：この表は、「営繕工事積算積算要領」に準拠したものです。

イ 代行施工の場合



② 機械の整備



別表 4

各種経費

1 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

2 現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除きます。）
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

3 一般管理費等

区 分	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含みます。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含みます。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道及びガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究及び開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告又は宣伝に要する費用
地 代 家 賃	事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 險 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 工事雑費

区 分	内 容
報酬	用地買収交渉、土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃金	日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共済費	賃金に係る社会保険料
需用費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とします。）
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委託費	測量、設計及び登記等の委託費
旅費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公課費	租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料

整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

第1 趣旨

整備事業のうち事業者タイプ及び地域タイプに係る費用対効果分析の実施に当たっては、第2から第5までに定める手法により行うものとします。

第2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとします。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

- 2 妥当投資額の算定は、次の(1)から(4)までにより行うものとします。

- (1) 妥当投資額は、次式により算定するものとします。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとします。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

- (2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第3に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとします。

- (3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとします。

$$\text{還元率} = \{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\} \text{ (別表1参照)}$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

ただし、施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に定めるところによります。

- (4) 算定の基礎とする数値は、本要綱第5の1の事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければなりません。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とします。

第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次の1及び2により行うものとします。

す。

1 農林水産物等の生産向上に係る効果

(1) 農業生産向上効果

ア 効果の内容

農業生産向上効果とは、次の（ア）から（オ）までに掲げる効果をいいます。

（ア）作付増加効果

当該施設等の整備により作物の作付面積が増加する効果

（イ）単収増加効果

均一な健苗育成、地力増進による連作障害の軽減、気象災害の防止・回避による被害額の軽減等により単収が増加する効果

（ウ）品質等向上効果

当該施設等の整備による生産物の品質向上、生産物のブランド化、市場競争力の強化、販路拡大（直売や他産業との連携（契約栽培）など）等により販売額が増加する効果

（エ）畜産関連経営体所得向上効果

当該施設等の整備により、畜産物生産量の増加や効率的な経営等が図られることに伴って、畜産経営体の経常所得（利益、家族労働報酬）が増加する効果

（オ）農畜産物等加工効果

当該施設等の整備により農畜産物等が加工され、付加価値が上昇し、販売額が増加する効果

イ 算定方法

農業生産向上効果に係る年効果額は、次の（ア）から（オ）までにより算定する年効果額の合計額とします。

なお、算定に必要な生産物単価及び純益率については、第4によるものとします。

（ア）作付増加効果

a 作物ごとに、作付増減面積に事業の実施時における単収（以下「現況単収」といいます。）を乗じて生産増減量を算出します。ただし、現況単収は、無被害単収とします。

b aで算出した生産増減量に作物ごとの現況生産物単価を乗じて粗収益の増減額を算出した額に、作物ごとの作付増減純益率を乗じて得た値とします。

（イ）単収増加効果

a 作物ごとに、単収増分に効果発生面積を乗じて生産増減量を算出します。

b aで算出した生産増減量に作物ごとの現況生産物単価を乗じて粗収益の増減額を算出した額に、作物ごとの単収増加純益率を乗じて得た値とします。

（ウ）品質等向上効果

作物ごとに、効果発生面積に計画単収を乗じて効果発生量を算出し、これに

現況生産物単価と計画生産物単価との差を乗じて得た純益の増加額の合計額とします。

(エ) 畜産関連経営体所得向上効果

畜産経営体の事業実施前後の経常所得の年増減額として算定します。

年効果額 = 事業実施後年間経常所得額(千円) - 事業実施前年間経常所得額(千円)

年間経常所得額(事業実施前、後) = ①収益 - ②費用

① 収益: 決算報告書の収入の合計欄に記載されている副産物を含む数値。

② 費用: 決算報告書の支出の合計欄に記載されている飼料費、利子、地代等を含み、家族労働費を含まない数値。

(オ) 農畜産物等加工効果

農畜産物等の加工品ごとに、商品の製造量の向上に伴う収益増加効果額の合計額とします。

(2) 林業生産向上効果

ア 効果の内容

林産物等生産向上効果とは、次の(ア)から(ウ)までに掲げる効果をいいます。

(ア) 林産物等利用増進効果

当該施設等の整備によりこれまで利用されていなかった林産物等が利用される効果

(イ) 林産物等生産増進効果

当該施設等の整備によりこれまで伐採されていなかった区域における林産物等の生産が促進される効果

(ウ) 林産物等販売促進効果

当該施設等の整備により林産物等の品質向上、ブランド化、市場競争力の強化等により、販売が促進される効果

イ 算定方法

林産物等生産向上効果に係る年効果額は、次の(ア)から(ウ)までにより算定する年効果額の合計額とします。

(ア) 林産物等利用増進効果

当該施設等の整備前には利用されていなかったが、施設等の整備により利用増加が見込まれる林産物等の種類ごとに、当該施設等の整備後の利用増加量に、地域の林産物市場価格から採取・搬出・輸送に係る経費を差し引いた額を乗じた額の合計額とします。

(イ) 林産物等生産増進効果

林産物の種類ごとに、当該施設等の整備により新たに林産物等の生産が促進される区域の林産物等の生産増加見込量に、地域の林産物等市場価格から採取

・搬出・輸送に係る経費を差し引いた額を乗じた額の合計額とします。

(ウ) 林産物等販売促進効果

林産物等の種類ごとに、当該施設等の整備により林産物等の販売増加が見込まれる量に林産物市場価格の上昇が見込まれる額を乗じた額から、販売経費を差し引いた額の合計額とします。

(3) 漁業生産向上効果

ア 効果の内容

漁業生産向上効果とは、次の(ア)から(ウ)までに掲げる効果をいいます。

(ア) 生産増加効果

当該施設等の整備により養殖場の拡大等に伴い生産量が増加する効果

(イ) 魚価向上効果

当該施設等の整備により高級魚の漁獲増、魚体の大型化等魚種・魚体組成の変化による魚価の向上効果

(ウ) 品質等向上効果

当該施設等の整備による活魚や新たな加工による付加価値の向上、H A C C P等を採り入れることによる対外的な評価の向上等による価格の上昇効果

イ 算定方法

漁業生産向上効果に係る年効果額は、次の(ア)から(ウ)までにより算定する年効果額の合計額とします。

(ア) 生産増加効果

水産物等の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の生産量の差に施設等の整備前の単価を乗じた値に利益率を乗じた額の合計額とします。

(イ) 魚価向上効果

水産物等の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の単価の差に施設等の整備後の漁獲量を乗じた額の合計額とします。

(ウ) 品質等向上効果

水産物等の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の単価の差に施設等の水産物等の生産量を乗じた額の合計額とします。

(4) 経費節減効果

ア 効果の内容

経費節減効果とは、次の(ア)から(エ)までに掲げる効果をいいます。

(ア) 労働経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の労働が集約され、労働時間が節減されることにより労働経費が節減される効果

(イ) 機械経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の機械作業が集約され、機械経費が節減される効果

(ウ) 資材経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の作業が集約され、投入される資材費、光熱水費、燃料費等が節減される効果

(エ) 維持管理費節減効果

当該施設等の整備により既存の施設等が合理化され、維持管理に係る経費が節減される効果

イ 算定方法

年効果額は、次の（ア）から（エ）までにより算定する年効果額の合計額とします。

(ア) 労働経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の労働経費の総額から、同様に積み上げた計画労働経費の総額を差し引いた額とします。

(イ) 機械経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の機械経費の総額から、同様に積み上げた計画機械経費の総額を差し引いた額とします。

(ウ) 資材経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の資材経費の総額から、同様に積み上げた計画資材経費の総額を差し引いた額とします。

(エ) 維持管理費節減効果

現況の施設等の維持管理費の総額から計画維持管理費の総額を差し引いた額とします。

(5) その他の効果

(1) から (4) までに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算定方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができます（様式は任意とします。）。

2 食品等製造の向上に係る効果

(1) 効果の内容

食品等製造の向上に係る効果とは、次のアからウまでに掲げる効果をいいます。

ア 製造量向上効果

当該施設等の整備による製造工程の効率化等を通じ、商品の製造量が向上（増加）し、出荷額が増加する効果

イ 品質向上効果

当該施設等の整備による取扱品目の品質保持の向上等を通じ、規格外等による廃棄量が減少し、商品の損失額が減少する効果

ウ 施設維持管理コスト削減効果

老朽化した旧施設を更新することにより、修繕費等の施設の維持管理コストが削減される効果

(2) 算出方法

食品等製造の向上に係る効果の年効果額は、次のアからウまで及び(3)により算定する年効果額の合計額とします。

ア 製造量向上効果

商品の種類ごとに、商品の製造量の向上に伴う収益増加額の合計額とします。

イ 品質向上効果

商品の種類ごとに、取扱品目の品質保持の向上等による廃棄量の減少に伴う収益増加額の合計額を、品質向上効果の年効果額とします。

ウ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費との差とします。

(3) その他の効果

(1)に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができます(様式は任意とします。)

3 雇用創出に係る効果

(1) 効果の内容

雇用創出に係る効果とは、当該施設の整備によって非農家の雇用が創出される効果をいいます。

(2) 算出方法

雇用人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設で雇用されることにより失われる賃金を差し引いた額を効果額とします。

4 その他の効果

1から3までに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができます(様式は任意とします。)

第4 生産物単価及び純益率の算定方法等

年効果額の算定に必要な生産物単価及び純益率の算定方法については、次の1及び2のとおりとします。

1 生産物単価

生産物単価は、生産者の販売価格（農林漁家受取価格）によるものとし、次により算出します。

(1) 国等が価格を決定している作物

国等が価格を決定している作物の生産物単価は、原則として、事業実施計画時における国等の決定価格（平均的な品種及び品質であるものの価格）によるものとします。

(2) その他の作物

その他の作物（国等が価格を決定している作物であって、事業地区の実態から見てこれによることが著しく不適當であると認められるものを含みます。）の生産物価格は、原則として、事業地区における平均的な品種及び品質であるものの最近5か年の各年の価格（明らかに異常な価格と認められる年を除く各年の出回り期における平均価格）の加重平均価格によります。

2 純益率

作物ごとの作付面積の増減及び単位面積当たりの収量の増加に係る純益率は、以下によります。

(1) 主要な作物については、別表2に示すところによります。

(2) その他の作物については、次の方法により算出します。この場合において、生産費等は、原則として、最近5か年の「農作物生産費調査報告」（農林水産省統計部）又はこれに準ずる資料の平均値によるものとします。

作付増減の場合の純益率（％）＝ $100 - \left(\text{単位面積当たり生産費} \div \text{単位面積当たり主産物価額} \right) \times 100$

単収増加の場合の純益率（％）＝ $100 - (100 - \text{作付増減純益率}) \times 0.274$

（注）生産費 ＝ 資本利子・地代全額算入生産費 －（水利費＋地代）

0.274 ＝ 作付増減生産費に対する単収増加生産費の比率

第5 費用対効果(投資効率)算定の様式

費用対効果(投資効率)算定に当たっては、第2から第4までに定めるところに従い、別紙様式第21号により行うものとします。

別表 1、

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

別表 2

主要作物に係る純益率 (単位: %)

作物名		純益率	
		作付増減	単収増加
水稻	北海道	8	76
	都府県	1	74
麦類	大麦	13	77
	小麦 田	—	72
	小麦 畑	35	83
豆類	大豆 田	—	68
	畑	—	74
	らっかせい	—	70
	その他豆類	28	81
野菜	なす、ピーマン	—	72
	果実的野菜	8	76
	その他果菜類	3	74
	ねぎ、ほうれん草	—	73
	その他葉茎菜類	20	79
	さといも	—	73
	その他根菜類	18	78
工芸作物	かんしょ	—	70
	その他いも類	22	79
	茶	—	72
果樹	みかん	—	68
	りんご	—	70
	かき	1	74
	なし	—	70
	もも	15	77
	ぶどう	—	70
飼料作物 (牛乳)	北海道	8	20
	都府県	5	8

年 月 日

6次産業化ネットワーク活動交付金（支援体制整備事業）実施計画書

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者名

印

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出します。

本事業実施に関する情報の取扱いについての同意の確認

以下について、「同意します」又は「同意しません」のいずれかに○をつけてください。

市区町村の長に提出した事業実施計画、事業実施状況の報告書及び成果目標の達成状況の評価の報告書に記載した情報について、地方農政局長等が、都道府県知事と共有することに、
同意します。 同意しません。

※個人情報の取扱い

地方農政局長等は、6次産業化ネットワーク活動交付金の実施に関して得た個人情報について、「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理します。

(1) 事業の目的及び効果

① 事業の目的

② 対象都道府県名

③ 事業の効果

(2) 行政施策等との関連性
過去の類似施策の実施の有無

(3) 事業実施主体の概要及び添付資料

① 事業実施主体の概要

ア 名称

イ 事務所の所在地及び連絡先

所在地		連絡先（電話番号）
主たる事務所		
支援対象地域の常設拠点		

ウ 代表者名

エ 構成員数

オ 従業員数

カ 設立年月日

キ 所有施設の概要

② 添付書類

ア 事業実施主体の概況

(ア) 定款又はこれに準ずる規約

(イ) 役員等名簿

(ウ) 事業計画、収支予算書及び収支決算書等

イ その他事業承認者が特に必要と認める書類

注：申請に際し必要な書類を添付します。